

(所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書に関する交換公文)

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日署名された議定書によって改正される千九百九十二年三月五日にルクセンブルクで署名された所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約(以下「条約」という。)に言及するとともに、次の了解を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1 条約第二十八条の規定に関し、

(a) 同条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、他方の締約国の権限のある当局からの特別の要請なしに、自動的又は自発的に情報を提供する義務を課するものと解してはならない。

(b) 一方の締約国が条約の規定に従って情報の提供を要請するに際しては、当該一方の締約国の権限のあ

る当局は、求める情報と当該要請との関連性を示すため、他方の締約国の権限のある当局に対し、次に掲げる情報を提供する。

- (i) 調査の対象となる者を特定する事項
- (ii) 求める情報に係る記述（当該情報の性質及び当該一方の締約国が希望する当該他方の締約国から当該情報を受領する形式を含む。）
- (iii) 要請する情報を必要とする課税目的
- (iv) 要請する情報を当該他方の締約国が保有しているか又は当該他方の締約国内にある者が保有し、若しくは管理していると認める根拠
- (v) 要請する情報を保有し、又は管理していると認められる者の名称及び住所（判明している場合に限る。）
- (vi) 要請する情報を入手するために当該一方の締約国が自国内において利用可能なすべての手段（過重な困難を生じさせるものを除く。）をとった旨の記述

2 条約第二十八条5の規定に関し、一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関して

その依頼者との間で行う通信に関する情報であつて、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。

本使は、更に、前記の了解がルクセンブルク大公国政府により承認される場合には、この書簡及びその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が本日署名された議定書の効力発生の際に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

二千十年一月二十五日にルクセンブルクで

ルクセンブルク大公国駐在

日本国特命全権大使 末綱隆

ルクセンブルク大公国

財務大臣 リュック・フリーデン閣下

(ルクセンブルク側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、更に、ルクセンブルク大公国に代わって前記の了解を受諾することを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が本日署名された議定書の効力発生の際に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年一月二十五日にルクセンブルクで

ルクセンブルク大公国

財務大臣 リュック・フリーデン

ルクセンブルク大公国駐在

日本国特命全権大使 末綱隆閣下